

広 個 審 第 2 号

平成26年2月14日

広島市教育委員会 様

広島市個人情報保護審議会

会長 西 村 裕 三

保有個人情報不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年9月13日付け広市教学教第83号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第19号関係）

別添（諮問第19号関係）

答 申 書

平成25年9月13日付け広市教学教第83号で諮問のあった事案（諮問第19号で受理）について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が行った「私が広島市長あてに送付した平成24年11月5日付け『告発状』に対し作成された『処分関係文書』（以下「本件対象公文書」という。）」に係る保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が不開示とした決定は、妥当です。

第2 異議申立ての趣旨

平成25年8月10日付け異議申立ての趣旨は、申立人が平成25年7月26日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が平成25年8月9日付け広市教学教第79号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を取り消し、本件対象公文書の全部開示を求めているものです。

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

告発者である申立人は、処分対象者及び処分対象行為についても承知しており、処分の内容について申立人に公開しても、実施機関の公正かつ円滑な人事の確保に支障などなく、不開示とする理由がない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

本件開示対象公文書に記載されている情報は、実施機関が行う人事に係わる事務に関する情報であって、申立人に開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第4号エの規定に該当するとして、本件不開示決定を行

別紙1

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 9. 13	広市教学教第83号の諮問を受理（諮問第19号で受理）
25. 11. 26 （第1回審議会）	審議
26. 1. 16 （第2回審議会）	審議

参 考

広島市個人情報保護審議会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 憲章	広島修道大学大学院法務研究科教授
川本 季子	広島消費者協会副会長
西村 裕三 (会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授
村上 香乃	弁護士
渡辺 拓道	中国新聞社総合編集本部 記事審査部長